

永田クラブ
経済研究会
消費者問題研究会
厚生労働省記者クラブ
農林水産省記者クラブへ公表

令和４年５月２５日
内閣府食品安全委員会事務局

メトブロムロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

標記の件について、別紙のとおり、令和４年５月２５日から令和４年６月２３日までの間、意見・情報の募集を行いますのでお知らせします。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局
評価第一課 栗山、町野
電話：０３（６２３４）１４４７ 又は １１６４

※ この「プレスリリース版」には、業務の効率化などの観点から、審議結果（案）は添付されていません。審議結果（案）は、食品安全委員会トップページ（<http://www.fsc.go.jp/>）の「プレスリリース」欄を御覧ください。

食品安全委員会について

食品安全委員会（委員長：山本 茂貴（やまもと・しげき））は、食品中に含まれる農薬や食品添加物などが健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関（リスク評価機関）。７名の委員で構成され、１６の専門調査会及びワーキンググループにおいて、約２００名の専門委員の協力により、企画等、添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、汚染物質等、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等の分野のリスク評価等を行っています。

**メトブロムロンに係る食品健康影響評価に
関する審議結果（案）についての意見・情報の募集**

令和4年5月25日
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課

概要

厚生労働大臣から食品安全委員会に求められたメトブロムロンに係る食品健康影響評価（令和4年1月19日付け厚生労働省発生食0119第8号）については、令和4年5月24日に開催された第859回食品安全委員会において農薬第三専門調査会における審議結果（案）が審議され、広く国民の皆様から意見・情報を募ることとなりました。つきましては、別添の審議結果（案）[PDF] について、科学的な内容に関する意見・情報を募集いたします。

また、科学的な根拠となるものや出典等についても併せてお知らせいただければ幸いです（電話での意見・情報は受け付けておりません。）。

なお、お寄せいただいた意見・情報に関してはホームページに掲載して回答するものとし、電話・メールでの個別の回答はいたしませんので、その旨御了承願います。また、意見・情報の公開にあたっては、類似の意見・情報についてまとめて回答させていただく場合があります。

意見・情報の提出方法

電子メールフォーム、ファックス又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

【記入事項】

- | | | | |
|--|-------|---------|----------|
| 1. 「メトブロムロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」について | | | |
| 2. 氏名（法人の場合は会社名/部署名等） | | | |
| 3. 職業 | 4. 住所 | 5. 電話番号 | 6. 意見・情報 |

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課内

「メトブロムロンの食品健康影響評価」意見募集担当 宛

○電子メールの場合：内閣府共通意見等登録システムの下記 URL より送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1348.html>

○ファックスの場合：03-3584-7391

○郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

なお、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「メトブロムロンの食品健康影響評価についての意見・情報の募集」としていただきますよう、また郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

【締切り】 令和4年6月23日（木） 必着

【提出上の注意】

- 提出いただく意見・情報は、日本語に限らせていただきます。
- 個人は、氏名・職業・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して下さい。なお、これらは、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただく場合や意見・情報がどのような立場からのものかを確認するためにお尋ねしております。
- 提出いただいた意見・情報が食品健康影響評価の審議結果（案）に関係しないものである場合は回答いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 電子メールフォームにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
- 文字数制限５００文字です。超過する場合には、分割して送信をしてください。